

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

令和元年度の保険料のお支払いと  
保険証(被保険者証)の一斉更新について

## 7月に保険料をお知らせします

本年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

## 保険料のお支払い方法

後期高齢者の方の保険料は、原則「年金からのお支払い（特別徴収）」となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、納入通知書や口座振替（普通徴収）により納めていただきます。

- ・年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

「年金からのお支払い」は、希望により口座振替に変更することも可能です。口座振替を希望される方は、後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

## 保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は令和元年7月31日までですので、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**現在お持ちの桃色の保険証を破棄し、だいたい色の保険証をご使用ください。**

- 新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

## 新しい保険証はだいたい色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 2年 7月31日
被保険者番号	01234567
被 住 所	広域市連合町1丁目
姓 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 給 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	令和 元年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

## 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限は令和元年7月31日までですので、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは、**現在お持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄緑色の減額認定証をご使用ください。**

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、後期高齢者・医療給付担当へ申請してください。

## 【交付要件】

減額認定証は**世帯全員が住民税非課税である方が交付対象**になります。また、次の区分Ⅰ、区分Ⅱにより自己負担限度額等が異なります。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）</li> <li>・老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方で、区分Ⅰに該当しない方

## 新しい減額認定証は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
被 住 所	広域市連合町1丁目
姓 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 給 期 日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

問合せ 別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当  
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合  
TEL011-290-5601

## 後期高齢者医療制度 のお知らせ

# 制度の見直しについて

### ■均等割の軽減割合が見直されました

保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直されました。

【平成30年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減

【令和元年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減

### ■均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【平成30年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和元年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

### ■被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直されました

この制度に加入した時に、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直されました。  
※所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。

【平成30年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者 だった方	かかりません	5割軽減

【令和元年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の 被扶養者だっ た方	かかりません	制度加入から2年を 経過する月までの 期間のみ5割軽減

### ■保険料の計算方法（令和元年度）

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計金額です。

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成30年中の所得-33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
-------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当  
TEL 75-2111 (内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合  
TEL 011-290-5601

## 別海町ごみの減量化大作戦! その45

平成30年度の分別収集と  
リサイクルの取り組み成果

平成29年4月から新しい分別区分として「キッチンの油・貝殻・調理くず」を追加し、18種類でのごみの分別をお願いしているところですが、町民の皆さんの協力の下、ごみの排出量、リサイクル率ともに目標数値を達成しました。

平成30年度の成果は次のとおりです。引き続き、分別収集とリサイクルにご協力をお願いします。

成果

	別海町総合計画での目標数値	平成30年度実績数値
ごみの総量	5,000トン以内	4,931トン(H29 4,991トン)
もえるごみの量	3,348トン以内	2,757トン(H29 2,944トン)
リサイクル率	30%以上	34.40%(H29 33.75%)

問合せ/  
町民生活担当  
(内線1211~1213)